

令和4年度

■ 年 報 ■

第30号

四日市市立博物館

四日市市立博物館の使命

1 市民の創造性を高めます。

これからの豊かなまちづくりには市民の創造性が必要です。文化の振興によって創造性豊かな人材を養成し、市民の活力を引き出して都市の力を高め、市外からも創造的な人材が集まるようにして魅力ある都市を形成していくことが理想です。その実現のために四日市市の文化資産のひとつである市立博物館は、市民一人ひとりの多様な個性に対応し、文化の多様性を認め合いながら、それぞれがより豊かな個性に育っていくよう、多彩な内容のものを学習できる機会を作っていきます。これまで地域に培われてきた文化を伝えるだけでなく、市民一人ひとりの個性の創造に寄与してその成果として現れる新たな文化の創造に尽くしていきます。

2 郷土を大切にすることを育みます。

郷土から世界の国々、果ては宇宙に至る多様な自然、歴史や文化について、様々な角度から取り上げます。直接あるいは他地域との違いにより間接的に郷土に対する市民の理解を深め、そのことにより、よりよいまちづくりの基盤を形成し、郷土を大切にすることを育むとともに、他の地域や外国との発展的な関係を生む基礎を形成します。

3 世代をつなぎます。

これまで当博物館は、公立の施設としての特色を活かして、郷土の先人が創り出した文化遺産を保全し、知識を蓄えてきました。これらは、郷土のかけがえのない文化的財産であり、今後もこれらの蓄えを増やし、効果的に運用しながら確実に次の世代に引き継ぎ、世代と世代をつないでいきます。また、これらの文化的財産を活用した世代間の交流の場をもち、永続的に市民文化を継承するとともに、この地域の新たな特色ある文化の創造に寄与します。

4 歴史を未来に活かします。

四日市市立の当博物館は、四日市市の行政組織のひとつとして、これまでに蓄えた歴史的資料や知識、施設を活用し、われわれが現在直面している様々な問題について考える場としての役割を担い、よりよいまちづくりを目指します。

5 学校教育をより豊かなものにします。

学校教育のカリキュラムに対応した展示やプラネタリウム投映を実施し、教科書では行うことのできない方法で子どもたちに歴史や自然科学を体験させ、教室での授業をより豊かなものとし、また、質の高い文化・芸術にふれることにより、豊かな人間性を備えた子どもが育成されるよう学校教育を支援します。

平成 17 年 8 月策定

令和4年度の四日市市立博物館における年間コンセプトを「記憶のチカラ」と掲げ、モノや記録などの資料が持つチカラに加え、ご来館いただいた皆様が展覧会やプラネタリウムを見たという博物館を訪れた記憶のチカラをつなぎ合わせることで、これからの未来をつくる大きな力になるものと考え、様々な取り組みを進めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症との共存は、4年目を迎えて、プラネタリウムをはじめとした入館規制の緩和など来館者の取り扱いも大きく変化のある年でした。

さらに、開館以来初めてとなる空調工事など大規模な改修工事を実施したことから令和4年9月から令和5年2月上旬まで約5か月に及ぶ長期休館があったものの、平成5年11月1日の開館以来、29年目の令和5年3月28日に総観覧者数300万人を達成することができました。

博物館では、これからも多くの方に訪れていただける施設づくりや記憶に残る取り組みを継続していくとともに、市民の心の拠り所となるよう「四日市市立博物館の使命（基本理念）」に基づき、諸活動を一層推進してまいります。

令和5年7月

※記載にあたっては、個人・団体の敬称は省略させていただきます。ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業などは、「コロナのため中止」などと省略して表記している場合があります。

目 次

年報発刊にあたって	1
目 次	2
I 事業概要	
1 博物館事業	
1 常設展	3
2 企画・特別展等開催事業	3
3 教育普及事業	5
4 資料収集保存事業	7
5 調査研究事業	9
2 プラネタリウム事業	
1 GINGA PORT 401	10
2 プラネタリウム投映事業	11
3 天文教育普及事業	15
3 ミュージアムショップ	18
II 管理・運営	
1 組織	18
2 予算	19
3 施設維持管理（更新）	20
4 博物館協議会	20
5 施設の利用	21
6 年報の発行	21
7 利用状況	22
8 関係法規	25
III 施設概要	31
IV 利用案内	34
四日市市楠歴史民俗資料館	
I 事業概要	
1 これまでの経緯	35
2 事業	36
3 施設の利用	36
4 利用状況	37
5 関係法規	38
II 施設概要	41

I 事業概要

1 博物館事業

1 常設展

「時空街道」

平成 27 年 3 月 21 日にリニューアルオープンした常設展「時空街道」の基本テーマは、「四日市のまちのあゆみと、人々のくらしの変化」。資料を展示ケースに並べる従来の展示とは大きく異なり、各時代を特徴づける原寸大の建物を再現し、観覧者が展示空間の中に立つことで歴史を体感することを目的としている。常設展示室 2 階に新たに併設された四日市公害と環境未来館との展示の連続性を保つため、博物館では原始・古代、中世、近世の時代を、四日市公害と環境未来館では近代・現代の時代を扱い、両館を一連の流れの中で観覧することにより、四日市の古代から現代までのあゆみを概観できるようにしている。



映像や照明による一日の時間や季節の移り変わりを感じられるほか、スマートフォンやタブレット端末を利用した展示解説や、解説シート、博物館ボランティアとの対話の中から得られる説明など、資料の理解を促す方法も選べ、何度訪れても学べる工夫をおこなっている。

「丹羽文雄記念室」

文化勲章受章作家で名誉市民の丹羽文雄の業績を永く伝えていくために、平成 18 年 12 月 9 日に丹羽文雄記念室を開館し、同時に常設展示を無料とした。

令和 4 年度常設展示

開館日数：169 日

観覧者数：26,924 人 観覧料：無料

2 企画・特別展等開催事業

本年度は、特別展 1 本、企画展 1 本の計 2 本の展覧会を開催した。

(1) 特別展「創業 200 周年記念 フィンレイソン展

～フィンランドの暮らしに愛され続けたテキスタイル～」

- [主催] 四日市市立博物館
[後援] フィンランド大使館、中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、三重テレビ放送、(株)シー・ティー・ワイ CTY-FM、三重エフエム放送
[助成] 公益財団法人 岡田文化財団
[特別協力] フィンレイソン社
[協力] タンペレ歴史博物館・フォルツサ博物館、アンドフィーカ
[企画協力] 東映

■会期：4月16日(土)～6月5日(日) 45日間

■観覧者数：5,945人

■観覧料：一般1,000円、高・大生500円、中学生以下無料

■関連行事

○記念講演会「Moi!フィンレイソン」

日時：4月16日(土) 13:30～15:00

講師：今泉幸子(アンドフィーカ代表取締役)

参加者数：36人

■担当者所感(企画普及係 齋田明里)



本展は、北欧フィンランド最古のテキスタイルブランド「フィンレイソン」が創業 200 周年を迎えたことを記念して、生地見本帳などの歴史的資料からデザイナーによるデザイン原画や生地見本など、約 250 点の展示を行った。

観覧者数は想定 4,950 人を上回る 5,945 人、収入/支出比は約 37%であった。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が軽減され、社会活動が活発化してきたように感じた。また、観覧者の内訳は女性が多く、写真撮影が可能な作品から気に入った作品を撮影する様子が印象的だった。

会場配置は、他会場よりも展示室面積が狭い中で、作品全てを配置できるように壁面を多く造作した。そのため、一部では車椅子で通行できる最低限の通路幅しか確保できない箇所があったが、一つの会場に全ての作品を展示したため、他会場よりもまとまりの感じやすい空間となった。

一方で、キャプションの文字が小さく、特に壁付ケース内の展示が見づらいという指摘が多かったため、キャプションの配置や文字サイズの見直し等を工夫するの必要を感じた。

当館としては、令和元年秋以来のテキスタイルデザインに関する展覧会かつ初めて北欧に焦点を当てたものとなり、観覧者がフィンランドの文化に触れる契機となったかと思う。今後も様々な展覧会を行うことで、市民に多種多様な文化に触れる機会を提供できるよう努めたい。

(2) 企画展「昭和のくらし 昭和のおもちゃⅡ」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、読売新聞社、毎日新聞社、伊勢新聞社、三重エフエム放送、三重テレビ放送、NHK津放送局、(株)シー・ティー・ワイ CTY-FM

■会 期：令和 5 年 2 月 11 日(土・祝)～3 月 12 日(日) 26 日間

■観覧者数：7,569 人

■観 覧 料：一般 400 円、高・大生 300 円、中学生以下無料

■関連行事

○「むかしの道具を使ってみよう」

日 時：2 月 12 日(日) 10:00～12:00

講 師：野口裕(当館職員)

参加者数：32 人

○「昭和のあそび」

日 時：3 月 5 日(日) 10:00～12:00

講 師：野口裕(当館職員)

参加者数：91 人

■担当者所感(企画普及係 野口裕)

本展は、昭和の生活の全体像を捉え、体感できるようにするとともに、小学 3 年生の児童たちが主体的・対話的な学習活動を支援することを主な目的として、当館が所蔵する資料を中心に構成した。

具体的には、「昭和 30 年代」と「昭和初期」のテーマ展示を中心に、くらしの道具に視点をあてながら、市や人々のくらしがどのように移り変わったかを紹介した。また、昨年度に引き続き「懐かしいおもちゃ」と「大人のホビー」のコーナーを設けた。

観覧者数は、昨年度より会期が短いものの 5,402 人から 7,567 人に増加した。新型コロナウイルス感染症に対する制限が緩和されたことや昨今の昭和ブームが大きな要因と考える。また、学校現場もコロナ前の状況に戻りつつあると推察できる。

学校との連携では、児童たちが主体的に学習に取り組むため、見学のしおり作成や体験コーナー・再現展示の充実を図り、各学校が博物館の展示空間を教室として活用できるよう取り組んだ。実際に、児童たちの考えを引き出しながら展開される体験的な授業が多く見られた。

今年度は館内設備更新工事による整備休館のため、事前見学や打ち合わせが実施できなかったが、新たな取り組みとして、前年度の展覧会会場を 3DVR 映像として当館ホームページに掲載した。各学校の事前学習資料や児童の振り返りなどにおいて活用いただいた。

(3) 共催展「第 64 回北勢地区高等学校美術展」

[主 催] 三重県高等学校文化連盟、三重県教育委員会



[共 催] 四日市市立博物館

■会 期：令和5年3月21日(火・祝)～3月26日(日) 6日間

■観覧者数：703人

■観 覧 料：無料

■関連行事

○ワークショップ

日 時：令和5年3月25日(土) 10:00～15:00

参加者数：30人

(4) 学習支援展示

令和4年3月15日(火) ～5月5日(木・祝)	ようこそ！時空街道展	白里亭	計4,673人 (4年度分) 3,154人
6月14日(火) ～8月31日(水)	四日市空襲と戦時下のく らし	白里亭 3Fロビー 2F常設展一部	12,300人

(5) 特別陳列

常設展「時空街道」に関わる資料や博物館のコレクションをテーマ別に紹介する展示

5月14日(土) ～6月5日(日)	館蔵品展Ⅰ 新収蔵品展	白里亭	3,271人
令和5年2月11日(土・祝) ～3月12日(日)	共催展 「四日市代官所跡出土品展」	白里亭	5,261人
3月18日(土) ～5月7日(日)	特別陳列 牧野富太郎が見た四日市「120 年の時を超えた植物標本」	白里亭	2,017人 (4年度分)

3 教育普及事業

(1) 時空街道ツアーex

体感型常設展「時空街道」を、博物館ボランティアが案内人となって案内。

4月24日(日)	20人	7月24日(日)	8人
5月4日(水・祝)	6人	8月14日(日)	15人
合計			49人

(2) 館長講座「日本画家研究Ⅲ」

当館館長による日本美術の面白さや魅力に迫る講座。令和3年度に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した講座を改めて行う。

月日	内容	内容
4月30日(土)	川合 玉堂 ～日本の風景画論～	16人
5月28日(土)	菱田 春草 ～「日本画」確立期の天才～	19人
6月25日(土)	竹内 栖鳳 ～西の巨匠～	26人
7月30日(土)	土田 麦僊 ～東西美術の融合をめざして～	22人
合計		83人

※各回で要約筆記・手話通訳をつけて実施。

(3) 大人の社会科

博物館に興味を持つ大人(中学生以上)を対象にした講座。学芸員の仕事や伝統文化の体験を行う。

月日	内容	参加者数
4月29日(金・祝)	大人の勾玉	5人
5月22日(日)	バックヤードツアー	10人
	合計	15人

- (4) 「子ども博物館教室 親と子のプチわーくしょっぷ」
 幼児を対象に、親子でふれあいながら作品をつくる。

月日	内容	参加者数
7月18日(月・祝)	絵の具で遊ぼう!	52人
	合計	52人

- (5) 「子ども博物館教室 ワークショップ」

子どもたちが展覧会や博物館、また年中行事等に興味をもてるよう、教室や工作を行う。

月日	内容	参加者数
6月19日(日)	四日市空襲を語り継ごう	40人
7月3日(日)	七夕かざり	7人
8月7日(日)	バックヤードツアー	28人
令和5年2月19日(日)	ひな祭り	17人
	合計	92人

- (6) 「ベビーカーDAY」

幼児や赤ちゃんとおしゃべりしながら、時には泣いてしまっても気にせず展覧会・常設展を観覧してもらおうイベント。(人数は展覧会観覧者数)

4月17日(日)	24人	8月21日(日)	8人
5月15日(日)	31人	令和5年2月19日(日)	37人
6月19日(日)	4人	3月19日(日)	52人
7月17日(日)	6人	合計	162人

- (7) 博物館実習(原則として大学4年生・大学院生対象)
 8月20日(土)~8月28日(日)のうち5日間(15人)

- (8) 中学生の職場体験 4校8人

- (9) 丹羽文雄記念室 語り部ボランティアの活動

これまでに、四日市が誇る小説家丹羽文雄をより一層市民に知っていただき、四日市の文化を再発見する取り組みとして、語り部の解説や、ゆかりの地を散策するルートの案内を行ってきたが、本年度は、語り部ボランティアの活動はなかった。

- (10) ボランティアの養成と協働

博物館ボランティアの登録数は、令和元年度養成者4人、令和2年度養成者11人、令和3年度の養成者18人の33人で、研修を含む活動人数は延べ862人。本年度は、長期の整備休館のため、博物館ボランティアを新たに募集しなかった。来年度以降は、新たなボランティアの養成をおこない、観覧者の知識や経験に応じた対話ができるような活動をめざしたい。

- ・博物館ボランティア 登録者数 33 人 延べ活動者数 862 人
- ・丹羽文雄記念室語り部 登録者数 6 人 延べ活動者数 0 人
- ・古文書ボランティア 登録者数 8 人 延べ活動者数 88 人

(11) 講座講師の派遣

地区市民センター等館外で行われる講演会等への講師派遣を実施している。博物館の担うべき教育普及機能としての活動、市民の学習意欲を高めるための活動、また、博物館に親しんでもらうための活動として積極的に対応しているところである。

月日	演題	主催者	参加者数
4月21日	奇跡が見つないだ光太夫の帰国	ハッピーサロンイベント	17人
4月22日	伊勢参宮と四日市	熟年大学36期OB会	12人
4月23日	奇跡が見つないだ光太夫の帰国	熟年大学34期OB会	14人
4月24日	フィンレイソン展	栄中日文化センター	11人
5月12日	心を包む風呂敷	熟年大学35期OB会	19人
5月27日	四日市の歴史	四日市大学	120人
6月16日	心を包む風呂敷	北星高等学校	15人
6月19日	心を包む風呂敷	北星高等学校	20人
7月30日	奇跡が見つないだ光太夫の帰国	桑名歴史案内人の会	43人
9月8日	伊勢参宮と四日市	あこずさわやか健康塾	21人
9月9日	伊勢参宮と四日市	八郷地区社会福祉協議会	10人
9月9日	伊勢参宮と四日市	八郷地区社会福祉協議会	21人
9月16日	東海道と四日市宿	日永地区連合自治会	42人
9月29日	東海道と四日市宿	シニアサークル「男の囲炉裏端」の会	10人
10月19日	奇跡が見つないだ光太夫の帰国	桜台交流サロン	10人
11月10日	伊勢参宮と四日市	熟年大学28期会	14人
12月11日	東海道と四日市宿	四日市案内人協会	50人
令和5年3月17日	奇跡が見つないだ光太夫の帰国	熟年大学36期会	13人
3月17日	世間はアートに満ちている	亀山市中央公民館	19人
合計 19回			481人

4 資料収集保存事業

(1) 資料収集と保存

博物館の諸活動のなかで、最も基本となる活動として、各資料の収集を図り、その保存に努めた。

(2) 資料燻蒸

資料は受け入れ毎に、随時、燻蒸庫にて燻蒸をおこない収蔵した。文化財 I P M (総合的有害生物管理) の手法で環境管理を実施し、虫菌害の発生しにくい環境を保持することで、収蔵庫燻蒸を極力おこなわず、環境への影響を低減するよう努めているが、4年度は空調設備更新工事による資料への影響を踏まえ、第1・2・3収蔵庫の燻蒸を令和5年1月22日～28日に実施した。

(3) 資料の状況 (令和5年3月末現在)

1 人 文 科 学 資 料	区分	実物・標本	模写模型
	(1) 考古	1,437	25
	(2) 美術工芸	4,975	25
	(3) 民俗	5,880	17
	(4) 歴史	11,298	60
	(5) 文学	4,920	8
	計	28,510	135

2 自 然 科 学 資 料	区分	実物・標本	模写模型
	(1) 動物資料	0	0
	(2) 植物資料	4,258	0
	(3) 地学資料	131	4
	(4) 理工学資料	0	0
	(5) 天文資料	7	0
	(6) その他	2	0
計	4,398	4	

※資料点数合計 33,047点

(4) 新収蔵資料
令和4年度寄贈資料

番号	資料名	分野	点数	寄贈年月日
1	絵画宝典	歴史	5点	4月14日
2	写真画像	歴史	66点	5月11日
3	しょうがくこくご(日本書籍・昭和40年発行)	民俗	1点	5月26日
4	プラモデル「鉄人28号」他	民俗	8点	5月29日
5	月船寝爐他	民俗	8点	5月29日
6	英霊を偲び遺族を護りましょう(ポスター)他	民俗	30点	5月29日
7	ホーロー看板(米穀商認可)	民俗	1点	6月1日
8	水屋他	民俗	3点	6月1日
9	松寺村 年貢免状 (蓮證寺旧蔵)	民俗	1点	6月17日
10	大矢知村合併記念 手あぶり	民俗	1点	6月17日
11	戦時本俸支給額告知書他	歴史	4点	9月6日
12	三面鏡	民俗	1点	9月6日
13	リカちゃん人形(応接セット①)他	民俗	9点	9月12日
14	ホーロー看板(靴のカミン)他	民俗	23点	9月26日
15	マイクロカセットレコーダー他	民俗	34点	9月26日
16	大日本帝国海軍航空隊 神風特攻隊パイロット用カポック(救命胴衣)	歴史	1点	10月21日
17	EXPO'70 日本万国博覧会 ふろしき	民俗	1点	10月25日
18	四日市 市制施行70周年記念誌	歴史	1点	令和5年 2月11日
19	東坂部村文書	歴史	1式	3月1日
20	瀬栄陶器四日市工場灰皿	美術 工芸	2点	3月1日
21	昭和の写真一式 36点 伊勢新聞 昭和29年11月5日 1点	歴史	37点	3月15日

22	秋葉大権現 額 1点 秋葉大権現立像 1点 秋葉神社運営資料一式 7点	民俗	9点	3月15日
----	---	----	----	-------

令和4年度寄託資料

番号	資料名	分野	点数	寄託年月日
1	槍 銘 備州長船法光 長享二年八月日	歴史	1点	4月1日
2	宮の西遺跡出土 木簡	歴史	1点	4月1日
3	鬼板	歴史	1点	6月16日
4	四日市代官所跡 漆器 小碗・盃	歴史	2点	3月10日

令和4年度購入資料

番号	資料名	分野	点数	購入年月日
1	田村泰次郎草稿	文学	1点	10月6日
2	丹羽文雄草稿	文学	1点	10月6日
3	新板東海道分間絵図	歴史	1点	10月26日
4	四日市著名会社商店新年広告双六	民俗	1点	2月28日
5	三重県四日市新年広告競べ	民俗	1点	2月28日
6	三重県商業勉強家案内双六	民俗	1点	2月28日
7	田村泰次郎草稿「十返肇の友情」	文学	1点	3月8日

5 調査研究事業

(1) 調査研究

学芸員の博物館専門職員としての資質を高め、専門分野の学術的研究をはじめさまざまな知識を享受し、特別展示の開催等、多くの事業に資するため、各種情報の収集に努めつつ、調査研究活動を行っている。今後も常設展示、特別展示等の充実、教育普及事業の活発化、各専門分野における自己研鑽に努めつつ、他の博物館や公共機関等の調査研究活動への協力、資料収集、展示等への技術的指導と助言・援助、また、いろいろな施設で開催される各種の講演会等への講師派遣など研究成果の還元を図っている。そのため、館及び分野ごとの共通テーマに基づいた年度ごとの課題調査、学芸員個別の研究テーマによる調査、企画・特別展示に向けた事前の調査など、博物館の諸活動を支える基礎的活動を活発に展開していきたいと考えている。

課題調査

市内所在資料・コレクション等調査
 岩野見司旧蔵考古資料調査
 次年度以降企画・特別展示調査
 昭和のくらし道具調査
 江戸期から明治期の四日市の景観の研究調査
 教育普及事業（ワークショップ・学習支援展示）調査

研究成果発表

廣瀬毅
 「富田、小向の名物「焼蛤」に関する考察」令和5年3月、当館HP

北原里穂

「令和4年度お月見泥棒調査報告書 四日市市内部地区におけるお月見泥棒の实地調査
—類似行事としての亥の子・十日夜の調査と併せて—」令和5年3月、当館HP

メディア出演

廣瀬毅

CTY、CNS「まほろば 絵図で読み解く 往年の四日市祭」令和4年10月1～15日放送
NHK総合テレビ「チコちゃんに叱られる なぜ羽田に空港がある？」

令和5年2月24、25日放送

野口裕

CTY、CNS「まほろば あの日を忘れない 四日市空襲の悲劇」令和4年8月1～15日放送

CTY、CNS「まほろば 戦時下の暮らしと学びの物語」令和4年9月1～15日放送

北原里穂

CTYFM「三重4局ごとうちナビ お月見どろぼう」令和4年9月9日放送

NHKラジオ第1「夕刊ゴジラじ 星空を見上げてみよう！～冬編～」令和4年10月7日放送

(2) 館蔵資料の翻刻作業

古文書ボランティアによっておおよそ月2回当館にて活動いただいている。

本年度は、9月から翌年2月にかけて整備休館したため、活動回数が全11回、参加人数は延べ88人であった。その成果については今後発表していく予定である。

2 プラネタリウム事業

1 GINGA PORT 401

博物館5階フロアを宇宙の港、銀河ポート401と位置づけ、「地球から見た宇宙」という視点だけでなく、「宇宙からみた地球、宇宙からみた四日市」という新たなまなざしで、私たちの星である「かけがえのない地球」を見つめ直すことをコンセプトとしている。宇宙と地球環境を柱に据えたプラネタリウム事業を展開している。



- (1) コズミックギャラリーにはJAXAコーナーを設け、宇宙服のレプリカやJAXAから貸与を受けている宇宙食、ロケット打上げPR用ポスターなどを展示し、地球環境をテーマとした宇宙から見た地球の映像を映し出している。また、プラネタリウム番組に合わせてパネル展示や番組のあらすじを映像で紹介した。
- (2) コズミックラウンジには、旧プラネタリウム投映機を展示し、光学式投映機での星の映し方について解説するコーナーを設けている。天文ボランティアと協働で定期的にワークショップ（ガリレオ教室や天文ボランティア工房）を開催した。
- (3) プラネタリウムドームを宇宙船（コズミッククルーザー）と位置づけ、宇宙船に乗って宇宙からみた星空や宇宙の旅を楽しむことができる。世界で最も多くの星を映し出す投映機として世界記録に認定（平成28年7月）されたケイロン401を生かした、生解説を行っている。
- (4) 全天周映像を映し出す番組及び星空解説では、各プロジェクターの使用頻度が非常に多い。工事による整備休館期間中にプラネタリウムの全天周映像を映し出すプロジェクターをランプ式からレーザー光源式に更新した。機器のリニューアルから8年が経過し、機器類の劣化が顕著に表れてきている。当館のコンセプトでもある宇宙からみた美しい地球や宇宙の姿を高精細な映像で映し出すために、現状に合わせた長期保全計画に従ってメンテナンスを行い、施設の維持管理を行っていく必要がある。

2 プラネタリウム投映事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、4月1日から4月3日までファミリー番組を一般番組に変更して投映した。座席数は昨年度当初から引き続き70席に制限して投映していたが、7月9日より制限を解除し140席とした。

番組は、季節に合わせて2種類（一般、ファミリー）を投映した。特に一般番組（春・冬春）については、当館の音響設備の機能を十分に発揮できるオリジナル番組を制作委託した。

特別番組では、子育て支援の一環として幼児とその保護者を対象にした幼児番組「はじめてのプラネタリウム」を投映した。どなたにもプラネタリウムを楽しんでいただけるように、3種類の番組（一般、ファミリー、夜間特別）の字幕付き投映を期間中に1回ずつ行った。また、ドーム内にある「遮音室」は感染症対策のため使用を中止していたが、7月9日より使用を開始し、「ヒアリンググループ」、「ホワイエの階段昇降機」と同様に活用することができた。

<季節番組のタイムテーブル>

投映時間	ファミリー番組	ファミリー番組	一般番組	一般番組	ファミリー番組	夜間特別番組
平日				14:20	15:35	
土・日・祝 学校園 長期休暇期間	10:05	11:20	13:05	14:20	15:35	<土曜限定> 18:20

(1) 季節番組（料金：一般550円 高・大生390円 小・中生210円 幼児無料）

投映期間	番組名	投映日数	投映回数	観覧者数
春番組 令和4年 3月8日(火) ～6月5日(日) 79日間	ファミリー番組「ハローキティ トゥインクル☆ムーンライト」 令和4年度分	55日間	89回	3,558人
	全期間(3月8日～6月5日)	(55日間)	(89回)	(3,558人)
	一般番組 「宇宙交響曲 138億年をめぐる旅」 令和4年度分	58日間	89回	2,452人
	全期間(3月8日～6月5日)	(79日間)	(161回)	(3,891人)
夏番組 6月14日(火) ～8月31日(水) 69日間	ファミリー番組「忍たま乱太郎の宇宙大冒険 with コズミックフロント☆NEXT やっぱり地球は回っていたの段」	69日間	158回	6,463人
	一般番組「まだ見ぬ宇宙へ」	69日間	115回	5,514人
冬春番組 令和5年2月 11日(土・祝) ～6月4日(日) 99日間	ファミリー番組「クレヨンしんちゃん 宇宙からの来訪者 カスカベ大パニック」 令和4年度分	42日間	77回	5,080人
	全期間(令和5年2月11日～6月4日)	(99日間)	(170回)	(8,552人)
	一般番組「いのちを探して ～コズミック クルーザーで行く金星・木星～」 令和4年度分	42日間	62回	1,832人
	全期間(令和5年2月11日～6月4日)	(99日間)	(143回)	(3,662人)
合計	令和4年度	169日間	590回	24,899人

※4月1日から4月3日までファミリー番組を一般番組に変更して投映した。

※投映合計日数169日間は下線日数から算出している。

■担当者所感

○春番組

ファミリー番組 「ハローキティ トゥインクル☆ムーンライト」

本番組は、サンリオの人気キャラクターと一緒に夜空を旅するストーリーで、子どもから大人まで幅広い年齢層の方が観覧されていた。プラネタリウムの空間を活かした、非日常を体験できるアニメーション作品になっており、大切な人と一緒に観る星空の素晴らしさを感じられる内容であった。また、リンゴをモチーフに重力を学ぶなど、科学の学習要素も取り入れた番組であった。

観覧者からは「キャラクターが可愛かった。また来たい。」などの声をいただいた。今後も年齢に関係なく楽しめる番組を放映していきたい。(天文係 長島詩織)



一般番組 「宇宙交響曲 138億年をめぐる旅」

本番組は、138億年前の宇宙のはじまりから太陽系と地球の誕生、人類初の月面着陸から50年後の宇宙への旅までを、16チャンネルによるオーケストラの演奏と高精細な8Kデジタル映像を含み制作した。壮大な宇宙の体験が音楽で綴られる四日市オリジナルの番組である。NHKと共同で制作した番組であり、当館の機能を最大限に発揮させた内容であった。

アンケートでは93%の方が良かったと評価しており、「何度も見たいと思った。」「迫力があり、宇宙のことがよくわかった。」「感慨深かった。」「もっと宇宙に興味をもった。」という声をいただいた。今後も宇宙をテーマとした内容で機器の性能を十分に発揮できる番組を制作していきたい。(天文係 伊藤達郎)



○夏番組

ファミリー番組 「忍たま乱太郎の宇宙大冒険 with コズミックフロント☆NEXT

やっぱり地球は回っていたの段」

本番組はファミリー向けでありながら、地動説や天動説、木星の衛星など、大人も引き込まれる内容が多く含まれていた。また、夏休み期間ということもあり、多くの方が観覧された。星空解説部分では、本編に出てくる木星の衛星についてや、天文学者ガリレオ・ガリレイについて話し、子どもが理解しやすい内容になるよう心がけた。観覧者からは「もう一度見たい。」という声を多くいただいた。今後も夏休み期間等は、子どもたちが宇宙に興味を持てるような学習要素のある番組を放映していきたい。(天文係 長島詩織)



一般番組 「まだ見ぬ宇宙へ」

位置天文衛星「ガイア」の観測成果などから制作された宇宙の構造を紹介する番組である。地球を離れ、太陽系から銀河系・銀河団へと宇宙のスケールを感じることができる旅は、まさに「まだ見ぬ宇宙」が目の前に現れるような感覚がある。アンケートでは、97%の方が良かったと評価しており、「宇宙のスケールが伝わってくる。」「演出がすばらしい。」「とてもドキドキして宇宙の広さに圧巻。」など好評であった。今後も、このような宇宙への魅力を感じる番組を放映していきたい。(天文係 伊藤達郎)



(2) 特別番組

- ① 夜間特別番組 (料金：季節番組と同様 放映日時：毎週土曜日 18:30~19:15)

放映期間	番組名	放映回数	観覧者数
令和4年3月12日(土) ~6月4日(土)	L I F E いのち 『うまれる』ことを再体験	9回	276人
令和4年度分 (4月1日~6月4日)		9回	276人
6月18日(土)~8月27日(土)	星になるまで ~music by ACIDMAN~	9回	559人

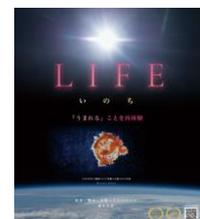
令和5年2月11日（土・祝） ～6月3日（土）	ヒーリングアース	15回	748人
令和4年度分 （令和5年2月11日～ 3月25日）		6回	350人
合計	令和4年度	24回	1,185人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月2日まで投映中止。

夜間特別番組 春「LIFE いのち『うまれる』ことを再体験」

星の誕生と人類の生命の誕生とをリンクさせ、宇宙におけるいのちについて再認識する番組である。星と人類の一生について述べた番組は数多くあるが、本番組では人類の生命誕生について重点的に触れており、独特の雰囲気があった。プラネタリウム番組としては先鋭的な内容であることから、観覧者の反応に不安を感じる部分もあったが、若い女性の中には投映終了後に涙している様子も見られ、いのちの始まりについて思いを馳せた観覧者が多いようだった。また、独自の音楽と鮮やかな映像を組み合わせていることから、映像作品としての美しさも評価されていた。

（天文係 北原里穂）



夜間特別番組 夏「星になるまで ～music by ACIDMAN～」

ACIDMAN の音楽と共に、アルマ望遠鏡が見た様々な天体を紹介していく番組である。観覧者には ACIDMAN のファンが多く、当館の充実した音響設備で好きなアーティストの音楽を鑑賞できる楽しさが伝わってきた。また、アルマ望遠鏡は電波望遠鏡のため、通常のハッブル宇宙望遠鏡で撮影した写真のように美しいものではなく、霧がかかったようなぼんやりとした画像が多くなるが、そういった意味合いについても番組では説明していることから、映像自体も楽しまれている様子が見受けられた。夏休み期間には市外からの来館もあり、再投映を望む声が多く聞かれた。

（天文係 北原里穂）



② 幼児番組 はじめてのプラネタリウム（料金：季節番組と同様 投映時間：10:05～11:00）

月日	番組名	投映回数	観覧者数
4月8日・15日・22日（金）・29日（金・祝）～5月5日（木・祝）・4月17日（日）・5月15日（日）・6月19日（日）・7月17日（日）・8月21日（日）・令和5年2月19日（日）・3月19日（日）	くまのがっこう ～ジャッキーの おほしさま～	23回	1,758人

※三重県の日（第三日曜日）のベビーカーDAYにあわせて実施。

ベビーカーDAYのみ10:05の回と11:20の回の2回投映。

※投映回のファミリー番組は中止。

③ 環境番組（料金：無料 投映時間：14:20～15:15）

月日	番組名	投映回数	観覧者数
4月24日（日）・5月4日（水・祝）・7月24日（日）・8月14日（日）	時空街道ツアーex 「宇宙から見た地球」	4回	170人

※時空街道ツアーexの参加者向けの当館オリジナル番組。投映回の一般番組は中止する。

※時空街道ツアーexの参加者枠を40人（4、5月は20人に制限）とし、それ以外は当日観覧者枠とした。

(3) 学習投映

①天体学習プログラム（保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の団体利用）

平日①9:50～10:35、②11:00～11:45、③13:15～14:00

季節の星座を中心に年齢・学年に応じた、生解説による双方向型の学習用プラネタリウム投映

対象	テーマ	校数	観覧者数
保育園・幼稚園・ 認定こども園	4月～5月 星空動物園へようこそ	50園	2,491人
	6月～7月 七夕物語		
	2月～3月 冬の星とオリオン座物語		
小学校	4月～5月 星座クイズに挑戦!	10校	654人
	6月～7月 星座早見盤の使い方と夏の大三角		
	2月～3月 オリオン座の動きと冬の大三角		
中学校	通年 地球とその外側の世界 太陽と恒星の動き 月と金星の動きと見え方	0校	0人
特別支援学校 ・学級	通年 季節の星空と宇宙 ケンタの星さがし ポワンとフーニャンの宇宙調査隊	4校	89人
その他の学校など	通年 季節の星空と宇宙	3団体	99人
合計	投映回数 80回	67校	3,333人

②環境学習プログラム（小・中学校などの団体）

平日①9:50～10:20、②11:00～11:30、③13:15～13:45

四日市公害と環境未来館との連携によるプログラム

対象	テーマ	校数	観覧者数
小学校	通年 1、アースメッセージ ～かけがえのない惑星（ほし）～ 2、アースシンフォニー 光と水が奏でる空の物語	8校	626人
中学校		0校	0人
その他の学校など		0団体	0人
合計	投映回数 12回	8校	626人

※番組は1、2を学校の希望により選択する。

※未来館との連携による市内中学3年生の学校団体受け入れは、カリキュラムに合わせた45分間の天体学習プログラムも選択できる。

③学習支援展示学習プログラム（小・中学校などの団体）

平日①9:50～10:20、②11:00～11:30、③13:15～13:45

企画展（学習支援展示）に関する学習プログラム

対象	テーマ	校数	観覧者数
小学校	6月～7月 戦時下で輝いた星	5校	378人
中学校	2月～3月 自然とともに生きた昭和の暮らし	0校	0人
合計	投映回数 5回	5校	378人

(4) プラネタリウムイベント

① 宇宙塾 (料金：無料 時間：18:20～20:00)

月日	内容	講師	観覧者数
7月2日(土)	アルマ望遠鏡が見た最深の宇宙	平松 正顕(国立天文台天文情報センター(周波数資源保護室)講師) 難易度：中級(高校程度)	55人
令和5年 3月4日(土)	木星で探すいのちの可能性	木村 智樹(東京理科大学理学部 第一部物理学科 准教授) 難易度：中級(高校程度)	46人
合計			101人

② 特別企画 (料金：600円 前売り制 時間 18:20～20:00)

月日	内容	演奏者	観覧者数
8月20日(土)	プラネタリウムコンサート 「ジャズライブコンサート」	森谷 ワカ 早川 ふみ	140人

(5) その他投映

研修・視察等に関する投映

月日	団体名	観覧者数
8月10日(水)	全国中学校理科教育研究会	25人
10月21日(金)	東海市長会	173人
合計		198人

3 天文教育普及事業

(1) 移動天文車「きらら号」事業 (料金：無料)

天文ボランティアの協力を得て観望会を実施。

① 派遣事業

要請により市内各地へ出動して観望会を行った。天候不良による観望会中止時で希望する団体には、天文教室を実施した。

ボランティア参加数：81人(延べ人数)

予定	実施	天文教室	中止	参加者合計
28回	16回(1,384人)	6回(378人)	6回	1,762人



② 主催事業

季節に見頃の惑星などの観望会を、市民公園で実施した。対象は子どもから大人まで。(自由参加)

ボランティア参加数：51人(延べ人数)

予定	実施	中止	参加者数
14回	7回	7回	504人
内訳			
4月23日(土)	19:30～21:00	春の星をさがそう	天候不良のため中止
5月28日(土)	20:00～21:30		30人

6月25日(土)	20:00~21:30	夏の星をさがそう	天候不良のため中止
7月30日(土)	20:00~21:30		75人
8月27日(土)	19:30~21:00	土星を見よう	天候不良のため中止
9月10日(土)	20:00~21:30	中秋の名月を見よう	96人
9月24日(土)	19:30~21:00	木星・土星を見よう	109人
10月22日(土)	19:00~20:30		66人
11月26日(土)	19:30~21:00	火星を見よう	41人
12月24日(土)	18:00~19:30	火星・木星・土星を見よう	天候不良のため中止
令和5年 1月28日(土)	18:00~19:30	月と火星・木星を見よう	天候不良のため中止
2月25日(土)	19:00~20:30		87人
3月25日(土)	19:30~21:00	冬の星雲・星団を見よう	天候不良のため中止
3月26日(日)	11:00~13:00	太陽を見よう	天候不良のため中止

(2) 公開観望会

移動天文車きらら号が出動しない観望会(料金:無料(自由参加))

月日	時間	内容	場所	参加者数
8月6日(土)	17:00~17:45	天文学芸員による星空散歩 ~半月を見よう~	ドーム	29人
8月13日(火)	19:30~21:00	夏の星空観望会	伊坂ダム	天候不良のため中止
11月8日(火)	18:30~21:00	皆既月食と天王星食観望会		150人
12月14日(水)	19:00~21:00	ふたご座流星群観望会		80人
合計				259人

(3) コズミックスクール(場所:講座室(申込み制))

月日	時間	内容	対象/定員	参加費	参加者数
5月5日(木・祝)	11:00 ~11:30 11:45 ~12:15	風船ヘリコプターを つくろう	幼児と保護者 /各20組	100円	40人
8月7日(日)	13:30 ~16:30	天体望遠鏡を作って 月の観察をしよう	小学3年生以上 と保護者/20組	3,000円	31人
合計					71人

※材料費は1セットの金額。

(4) 楠歴史民俗資料館「夏の夜間特別開館」での工作(料金:無料)

月日	時間	内容	対象/定員	参加者数
5月28日(土)	14:30~16:00	月齢早見盤を作ろう!	小学生/20組	20人

(5) 教職員研修講座 (天文教育研修)

月日	時間	内容/対象	講師	参加者数
8月22日(月)	9:00 ~12:00	おもしろ天体授業 in プラネタリウム~太陽の色は何色?~ /小・中学校教員	川上 紳一 (岐阜聖徳学園大学 教育学部助教)	38人

(6) 学校連携事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プラネタリウムの座席数を70席に制限していたことから、市内中学校の3年生を対象に、夏休みのプラネタリウム番組を学習として活用できる学習参加券(無料観覧券)の配付を希望校のみ、かつ夏休み期間のみの利用に限り再開した。

※希望校: 全校(22校)

校数	配付枚数	利用枚数	利用率
22校	2,531枚	1,396枚	55%

(7) JAXA連携事業 四日市こども科学セミナー

場所: 四日市大学 料金: 無料(申込み制)

月日	時間	内容/対象	対象	講師	参加者数
7月23日(土)	9:30 ~12:30	コズミックカレッジ 「あつまれ!宇宙大好き キッズ~水ロケットづくりに挑戦~」in 四日市	小学3~6年 と保護者	熊谷 尚人 (日本宇宙少年団あいち・ 名古屋分団副団長)	25人

(8) ガリレオ教室 (天文ボランティアとの協働)

(料金: 無料(自由参加) 場所: コズミックラウンジ 時間: 11:00~11:20、14:00~14:20)
ボランティア参加数: 73人(延べ人数)

月日	内容	参加者数
4月10日(日)	Mitakaで探る深宇宙	8人
5月8日(日)	宇宙望遠鏡ってなに?	29人
7月10日(日)	君も宇宙飛行士になろう	49人
8月14日(日)	夏の星座を知ろう	32人
令和5年2月12日(日)	今年注目の天文現象	34人
3月12日(日)	彗星のひみつ	30人
	合計	182人

※6月は開催日が整備休館期間中のため開催なし。

(9) 天文ボランティア支援事業

天文ボランティアが主体的に実施する事業を支援した。

- ① 天文ボランティア学習会 (全10回実施)
ボランティア参加数 85人
- ② 天文ボランティア主催観望会 (全1回実施)
- ③ 天文ボランティア工房 (全7回実施 参加者320人)
ボランティア参加数 43人

3 ミュージアムショップ

来館者へのサービス提供の一環として開店しており、令和3年度からは直営から外部委託による運営方法へ変更した。委託業者はアクティオ株式会社。

ミュージアムショップは、当博物館だけでなく、四日市公害と環境未来館を合わせた「そらんぼ四日市」としての普及活動としての側面を持ち、展覧会図録や研究紀要、専門書、関連グッズなどを販売している。

令和4年度は、空調設備等更新工事により9月1日（木）～令和5年2月10日（金）は休店した。開店期間中は、店内の消毒など感染症対策を実施し、お客様の安全・安心を確保しながら運営を行った。

販売商品としては、通年販売のものだけでなく、各展覧会やプラネタリウムの番組内容に合わせ、短期契約の商品の選定・販売を行った。

特に今年度は、特別展「フィンレイソン展」において、展覧会オリジナル商品を販売し、多くの来館者から好評いただいた。また、プラネタリウムの番組に合わせて「ハローキティ」、企画展「昭和のくらし 昭和のおもちゃⅡ」では、駄菓子やむかし懐かしいおもちゃを販売した。

さらに、博物館オリジナル商品として、当館収蔵品をデザインした「一筆箋」を制作し、販売を開始した。



来店者数と販売状況

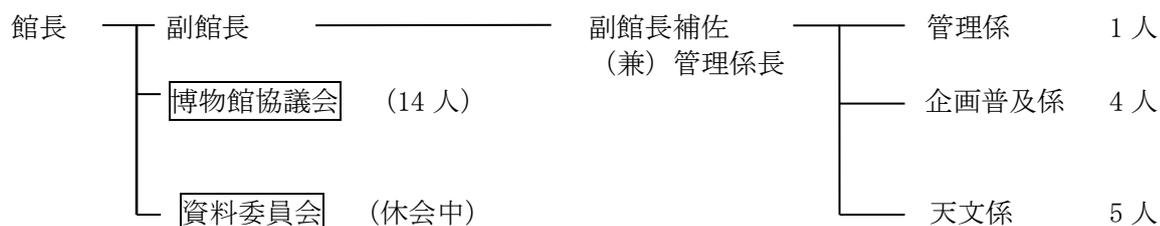
年度	来店者数	購買人数	販売総額	購買単価
平成28年度	—	5,889人	5,765千円	979円
平成29年度	28,842人	5,117人	8,469千円	1,655円
平成30年度	32,304人	4,929人	6,007千円	1,219円
令和元年度	30,110人	6,080人	9,794千円	1,461円
令和2年度	15,574人	3,323人	4,424千円	1,306円
令和3年度	22,263人	5,013人	8,514千円	1,698円
令和4年度	23,037人	5,565人	11,062千円	1,988円

II 管理・運営

1 組織

(1) 職員構成

(令和5年3月末現在)



(2) 事務分掌

[管理係]

- (1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
- (2) 調査、統計及び報告に関すること。
- (3) 博物館協議会に関すること。
- (4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (5) 施設の使用許可に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
- (7) 館の庶務に関すること。

[企画普及係]

- (1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
- (2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。
- (3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出及び利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関すること。
- (5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
- (6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
- (7) 博物館の広報に関すること。

[天文係]

- (1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関すること。
- (2) 天文知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- (4) 移動天文車に関すること。

2 予算（当初予算）

令和4年度

[歳入]

(単位：千円)

科目			予算額
使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料	博物館使用料 楠歴史民俗資料館使用料	博物館観覧料 プラネタリウム観覧料 施設使用料 特殊器具使用料 敷地占用料 施設使用料	3,444 5,207 143 2 1 1
財産収入 財産売払収入 物品売払収入 物品売払収入	市史等売払収入	図録等	1,519
諸収入 雑入 雑入 雑入	教育費雑入 各種講座受講料	博物館事業費助成金 展覧会行事・教室等参加料	1,000 232
計			11,549

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	管理運営・ 感測部 対策事業	設備維持 管理費・ 展示設備 維持管理費	調査 研究	展示開催	資料収集	教育普及	フネリウム 投映・ 維持管理費	天文普及・ 移動天文車 維持管理	権民 俗資料館
報酬	14,283	14,283								
職員手当等	1,673	1,673								
報償費	1,134	347		194	67	48		358	80	40
旅費	2,083	1,403		476		24	3	171	6	
需用費	59,687	29,304	6,100	6	1,135	442	290	20,439	380	1,591
役務費	4,961	2,270			1,834	19	396	367		75
委託料	147,208	14,911	83,539		7,669	19,396	1,115	17,310	1,133	2,135
使用料及び賃借料	15,001	1,482	33			503		12,709		274
工事請負費	677,500		677,500							
備品購入費	3,769					100	600	2,900	60	109
負担金補助及び交付金	7,263	72		31	7,150			10		
計	934,562	65,745	767,172	707	17,855	20,532	2,404	54,264	1,659	4,224

3 施設維持管理（更新）

令和4年9月から約5か月にわたり休館して、空気調和設備、換気設備、自動制御設備等の更新を行った。

工事金額 571,106,800 円
 施工業者 藤原工業株式会社
 工事に伴う休館 令和4年9月1日から令和5年2月10日まで

4 博物館協議会

四日市市立博物館協議会は、博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法及び四日市市立博物館条例の規定に基づき設置されるもので、平成5年6月1日付けで委員17人（定数20人以内）を委嘱（任期2年）して発足した。令和4年度委員は下表のとおりである。なお、令和4年度協議会は3回開催した。

- 第1回 令和4年7月27日（木）13:00～15:00
 議題：①任命状の交付
 ②自己紹介
 ③令和4年度4月～6月事業実施状況について
 ④令和5年度の事業について
- 第2回 令和4年12月8日（金）9:30～11:30
 議題：①今後の工事と開館について
 ②博物館法の改正について
 ③令和6年度アウトリーチについて
 ④令和6年度以降の方針について

- 第3回 令和5年3月16日(土) 15:00~17:00
- 議題: ①令和4年度7月以降の事業実施状況について
- ②令和5年度事業実施計画案、開館30周年事業について

[四日市市立博物館協議会委員]

令和5年3月31日現在

	氏名	職名
学校教育関係	諸戸 美香	四日市市小学校長会代表
	澤井 広美	四日市市中学校長会代表
	舘 圭永子	四日市市公立幼稚園長会代表
	相馬 哲	私立学校代表
社会教育関係	佐藤 房雄	四日市市自治会連合会代表
	竹下 すま子	四日市市社会教育委員代表
	山本 郁子	四日市市立博物館ボランティアの会代表(博物館)
	太田 幸子	四日市市立博物館ボランティアの会代表(天文)
学識経験者	桐生 定巳	四日市市文化財保護審議会代表
	播磨 良紀	中京大学文学部教授
	伊藤 信成	三重大学教育学部教授
	北原 政子	おんたけ休暇村天文館館長
	秦 昌弘	学校法人皇學館理事
家庭教育の向上に資する活動を行う者	市川 稔規	四日市市PTA連絡協議会代表

5 施設の利用

当館の施設の利用については、四日市市立博物館条例第5条により、特別展示室及び講座室を博物館の設置目的に反せず、博物館事業に支障のない範囲において、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するものについて利用を許可している。令和4年度実績は、以下のとおりである。なお、四日市市及び四日市市教育委員会の利用実績については記載を省略している。

[特別展示室]

- ・第43回墨友会書作展
令和5年3月30日(木)～令和5年4月2日(日) 墨友会

[講座室]

- ・実績なし

6 年報の発行

- ・第29号(A4 46頁) 令和4年7月13日発行(インターネットホームページで公開)

7 利用状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日の利用状況は以下のとおり。
 令和4年9月1日～令和5年2月10日は空調設備等更新工事により休館。

(1) 常設展観覧者数（無料）

月	開館日数	小中		園児		他団体		引率者	小中以下	大人・高大	観覧者計
		校	人数	園	人数	数	人数				
4	26	0	0	0	0	3	99	37	611	1,371	2,118
5	27	14	962	0	0	1	25	94	816	2,030	3,927
6	20	20	1,222	0	0	1	37	94	504	1,346	3,203
7	27	9	552	4	98	2	58	57	1,075	2,603	4,443
8	27	0	0	0	0	2	95	2	2,308	3,345	5,750
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	15	10	582	6	95	7	134	91	869	1,815	3,586
3	27	3	265	5	67	2	75	33	1,067	2,390	3,897
合計	169	56	3,583	15	260	18	523	408	7,250	14,900	26,924

(2) 特別展観覧者数

会期	有料観覧者									無料観覧者									観覧者合計		
	個人		団体割引 (2割引)		減免 (5割引)		減免 (5割引) の団体		有料 観覧者計	小中		園児		他 団体		引 率者	小 中 以 下	招 待 券		無 料 観 覧 者 計	
	一 般	高 大	一 般	高 大	一 般	高 大	一 般	高 大		校	人 数	園	人 数	数	人 数						
①	45	1,561	125	2,224	22	95	12	70	0	4,109	0	0	0	0	1	27	13	658	1,138	1,836	5,945
②	26	1,404	140	1,597	6	100	4	42	0	3,293	27	1,871	1	11	1	59	130	1,703	502	4,276	7,569
合計	71	2,965	265	3,821	28	195	16	112	0	7,402	27	1,871	1	11	2	86	143	2,361	1,640	6,112	13,514

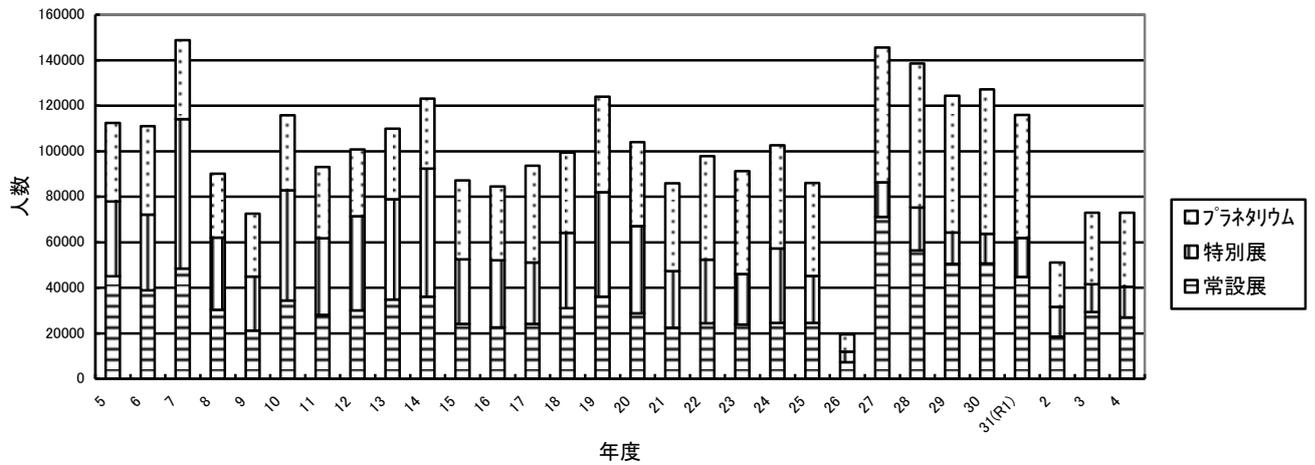
①創業200周年記念 フィンレイソン展 ～フィンランドの暮らしに愛され続けたテキスタイル～

②昭和のくらし 昭和のおもちゃⅡ

(3) プラネタリウム観覧者数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
投映回数	90	108	93	134	139	0	0	0	0	0	68	109	741	
有料観覧者	個人	一般	583	873	515	1,080	1,264	0	0	0	0	703	757	5,775
		高	56	112	63	194	214	0	0	0	0	61	117	817
		大小中	424	612	382	865	1,572	0	0	0	0	754	820	5,429
	(2割引)	一般	525	752	527	906	1,208	0	0	0	0	803	725	5,446
		高	3	8	4	11	14	0	0	0	0	3	14	57
		大小中	10	9	52	108	58	0	0	0	0	30	47	314
	(5割引)	一般	37	54	42	41	69	0	0	0	0	56	67	366
		高	1	0	6	3	5	0	0	0	0	1	8	24
		大小中	10	9	10	13	48	0	0	0	0	24	13	127
	(5割引)	一般	17	21	14	14	38	0	0	0	0	15	19	138
		高	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
		大小中	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	5
	特別 投映	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有料合計	1,666	2,451	1,615	3,236	4,492	0	0	0	0	0	2,453	2,587	18,500
無料観覧者	小中	校	0	4	11	1	0	0	0	0	0	6	2	24
		人数	0	274	594	115	0	0	0	0	0	349	117	1,449
	園児	園	0	8	17	22	0	0	0	0	0	11	10	68
		人数	0	432	681	682	0	0	0	0	0	300	208	2,303
	他団体	校	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	4
		人数	0	0	0	13	0	0	0	0	0	39	28	80
	引率者	0	44	105	79	0	0	0	0	0	91	53	372	
	幼児	553	661	395	655	972	0	0	0	0	784	772	4,792	
	招待券	409	504	301	764	1,901	0	0	0	0	337	823	5,039	
特別 投映	0	0	0	55	0	0	0	0	0	0	0	55		
無料合計	962	1,915	2,076	2,363	2,873	0	0	0	0	0	1,900	2,001	14,090	
月合計	2,628	4,366	3,691	5,599	7,365	0	0	0	0	0	4,353	4,588	32,590	

(4) 観覧者数推移



年度	5	6	7	8	9	10	11	12
常設展	44,996	38,881	48,481	30,359	21,142	34,411	28,052	29,966
特別展	32,961	33,209	65,681	31,700	23,804	48,442	33,733	41,432
プラネトリウム	34,515	38,966	34,674	28,068	27,661	32,937	31,234	29,317
合計	112,472	111,056	148,836	90,127	72,607	115,790	93,019	100,715
累計	112,472	223,528	372,364	462,491	535,098	650,888	743,907	844,622
年度	13	14	15	16	17	18	19	20
常設展	34,758	36,058	24,093	22,626	24,171	30,978	36,001	28,781
特別展	44,082	56,309	28,413	29,498	26,940	33,098	45,980	38,347
プラネトリウム	31,011	30,689	34,591	32,333	42,519	35,264	41,926	36,900
合計	109,851	123,056	87,097	84,457	93,630	99,340	123,907	104,028
累計	954,473	1,077,529	1,164,626	1,249,083	1,342,713	1,442,053	1,565,960	1,669,988
年度	21	22	23	24	25	26	27	28
常設展	22,399	24,479	23,859	24,522	24,579	7,355	71,143	56,454
特別展	24,956	27,903	22,152	32,723	20,641	4,533	15,181	18,800
プラネトリウム	38,538	45,406	45,215	45,293	40,876	7,649	59,195	63,310
合計	85,893	97,788	91,226	102,538	86,096	19,537	145,519	138,564
累計	1,755,881	1,853,669	1,944,895	2,047,433	2,133,529	2,153,066	2,298,585	2,437,149
年度	29	30	31 (元)	2	3	4		
常設展	50,595	50,689	44,816	18,528	29,357	26,924		
特別展	13,735	13,027	17,019	13,044	12,212	13,514		
プラネトリウム	60,068	63,389	54,079	19,457	31,344	32,590		
合計	124,398	127,105	115,914	51,029	72,913	73,028		
累計	2,561,547	2,688,652	2,804,566	2,855,595	2,928,508	3,001,536		

8 関係法規

四日市市立博物館条例

平成5年3月30日条例第16号改正

平成9年3月27日条例第3号

平成12年3月29日条例第44号

平成16年12月28日条例第55号

平成17年3月28日条例第22号

平成18年10月5日条例第45号

平成21年1月23日条例第1号

平成25年12月27日条例第66号

平成26年12月22日条例第42号

平成31年3月25日条例第3号

令和5年3月30日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館(以下「博物館」という。)を四日市市安島一丁目3番16号に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
- (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
- (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (8) 他の博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (9) プラネタリウムによる天体運行等の映写及び天体観測の指導に関すること。
- (10) その他必要な事業
一部改正〔平成21年条例1号〕

(観覧料)

第4条 博物館特別展示を観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示したものの観覧料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成16年条例55号・18年45号〕

(特別展示室等の使用)

第5条 四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)は、第2条の設置目的に反せず、第3条の事業に支障のない範囲内において、展示発表等のため、博物館の特別展示室、講座室(以下「特別展示室等」という。)の使用を許可することができる。

- 2 前項の規定により、特別展示室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。
一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・26年42号〕

(特別利用の許可等)

第6条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、2,200円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。
一部改正〔平成16年条例55号・25年66号〕

(館外貸出し)

第6条の2 博物館資料は、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。ただし、委員会は、他の博物館、図書館、学校等適当と認めたものについて、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。

- (1) 館外貸出しによって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員が認めたとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) その他委員会が博物館資料の館外貸出しをすることを不相当と認めたとき。

(入館等の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第5条第2項及び第6条第1項の許可をしない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他委員会において管理上支障があると認めたとき。

(観覧料、使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めたときは、観覧料、使用料及び手数料を減額又は免除することができる。

(観覧料、使用料及び手数料の還付)

第9条 既納の観覧料、使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第5条第2項、第6条第1項及び第6条の2の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第 11 条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。

(特別の設備等)

第 12 条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 13 条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第 11 条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、使用若しくは利用中に建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第 15 条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 21 年条例 1 号〕

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

一部改正〔平成 16 年条例 55 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号(博物館資料の展示及び利用に供する部分に限る。)、第 2 号及び第 8 号並びに第 4 条から第 14 条までの規定は規則で定める日から(平成 5 年 6 月四日市市規則第 33 号で、同 5 年 11 月 1 日から施行)、次項の規定は平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

(四日市市立郷土資料館条例の廃止)

- 2 四日市市立郷土資料館条例(昭和 45 年四日市市条例第 38 号)は、廃止する。

附 則(平成 9 年 3 月 27 日条例第 3 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 44 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日条例第 55 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 7 改正後の四日市市立博物館条例第 4 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は平成 17 年 4 月 1 日以後の観覧から、第 5 条、第 6 条及び別表第 3 の規定は平成 17 年 4 月 1 日以降の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立博物館条例別表第 3 備考の規定は、施行日以後の申請にかかるものから適用し、同日前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 10 月 5 日条例第 45 号)

この条例は、平成 18 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 66 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立博物館条例(以下「新条例」という。)第 6 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可(以下「特別利用許可」という。)に係る手数料から適用し、同日前行う特別利用許可に係る手数料については、なお、従前の例による。
- 3 新条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、施行日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第 3 の規定は、施行日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用許可に係る使用料から適用し、同日前行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 22 日条例第 1 号)

この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

附 則(令和 5 年月 22 日条例第 1 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	2,200円の範囲 内で委員会が定 める額	550円	2,200円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・ 高校生		390円	
中学生・ 小学生	無料	210円	

備考

- 「一般」とは、15歳以上の者(「大学生・高校生」及び中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20人以上の団体は、1人1回につき規定料金の100分の80の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 一部改正〔平成16年条例55号・18年45号・25年66号〕

別表第2(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	1,100円の範囲 内で委員会が定 める額	280円	1,100円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・高 校生		200円	
中学生・小 学生	無料	110円	

備考

- 「一般」とは、15歳以上の者(「大学生・高校生」及び中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20人以上の団体は、1人1回につき規定料金の100分の80の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 追加〔平成16年条例55号〕、一部改正〔平成18年条例45号・25年66号〕

別表第3(第5条関係)

区分	午前	午後	全日
	午前9時30分 から正午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時30分 から午後5時 まで
特別展示室	—	—	33,000円
講座室	8,800円	13,200円	22,000円

備考 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合は、上記の金額に100分の50を乗じて得た額を加算する。

一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・25年66号26年42号〕

四日市市立博物館条例施行規則

平成5年3月31日教委規則第5号改正
平成9年3月28日教委規則第9号
平成11年3月11日教委規則第4号
平成12年3月27日教委規則第7号
平成14年12月27日教委規則第11号
平成17年2月3日教委規則第31号
平成26年1月14日教委規則第5号
平成27年1月14日教委規則第2号
平成31年3月28日条例第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市立博物館条例(平成5年四日市市条例第16号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市立博物館(以下「博物館」という。)の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にかかるときは、その翌日とする。
 - 12月29日から翌年1月3日まで
- 一部改正〔平成14年教委規則11号〕

(観覧の手続)

第4条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、観覧料の納入の際に観覧券の交付を受け、展示室及びプラネタリウム室の入口においてこれを係員に提示又は提出しなければならない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第5条第2項の規定により、特別展示室等の使用の許可を受けようとする者は、四日市市立博物館使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により委員会に申請しなければならない。

- 2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前6月からとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前に受付できるものとする。
 - (1) 四日市市又は委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他委員会が特に必要があると認めたとき。
- 4 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日の受付は行わない。

(使用の許可)

- 第6条 委員会は、前条第1項の使用許可の申請について適当と認めたときは、使用の許可を決定し、四日市市立博物館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 2 博物館の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、博物館使用の際に、前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

- 第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(附属設備の名称及び使用料の額)

- 第8条 博物館の附属設備の使用料の額は、別表第1に定める額とする。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用料の納付)

- 第9条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。
- 2 官公署が使用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(観覧料の減免)

- 第10条 条例第8条の規定に基づく観覧料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 四日市市及び三重郡に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき。10割
 - (2) その他委員会が特別の事由があると認めたとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
 - 3 第1項第1号に定める観覧料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館観覧料減免申請書(第5号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

(優待券等)

- 第11条 委員会が特に必要と認めたときは、優待券、招待券、特別展示前売観覧券及び特別番組前売観覧券を発行することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	使用料の全額
イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

- 2 使用者が第7条の規定により博物館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。
 - 3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市立博物館使用料還付申請書(第6号様式)に第1項表アの場合にあっては許可書と使用料領収書、同項表イ及び前項の場合にあっては変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて委員会に申請しなければならない。
 - 4 委員会は、前項の申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市立博物館使用料還付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用者の遵守事項)

- 第13条 博物館に入館する者、使用者及び条例第6条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。
 - (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (3) 許可を受けないで張り紙をし、又はくぎ類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
 - (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

- 第14条 使用者等は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

- 第15条 使用者等は、施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

- 第16条 使用者等は、条例第13条の規定により施設、設備等を原状に復したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、その点検を受けなければならない。

(特別利用の許可の申請)

- 第17条 条例第6条第1項の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとするものは、四日市市立博物館資料特別利用許

可(減免)申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は特別利用の許可をしたときは、四日市市立博物館資料特別利用許可書(第9号様式)を交付するものとする。
- 3 四日市市立博物館資料特別利用許可書の交付を受けたものは、直ちに条例第6条第2項に基づく手数料を納付しなければならない。
- 4 前項に定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(手数料の減免)

第18条 条例第8条の規定に基づく手数料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化の事業又はこれらの事業の普及の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (2) 私立の博物館、図書館、学校等が行う教育又は研究の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (3) 主に学術研究の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (4) その他委員会が特別の事由があると認めたとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項に定める手数料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館資料特別利用(減免)申請書(第8号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(特別利用の制限)

- 第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。
- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めたとき。
 - (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
 - (3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
 - (4) 著作権がある博物館資料で著作者の承諾を得ていないとき。
 - (5) その他委員会が特別利用をすることが不適当と認めたとき。

(館外貸出しの許可等)

- 第20条 条例第6条の2ただし書きの規定により、博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、博物館資料の館外貸出しを認めた場合は、四日市市立博物館資料館外貸出許可書(第11号様式)を交付するものとする。
 - 3 博物館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(協議会の委員長及び副委員長)

- 第21条 条例第15条に規定する四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
 - 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第22条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年2回、臨時会は必要に応じて開催する。
- 2 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
 - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は博物館において処理する。

(補則)

- 第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定は、条例附則ただし書きに規定する規則で定める日から、次項の規定は、平成5年9月1日から施行する。
(四日市市立郷土資料庫条例施行規則の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例施行規則(昭和45年四日市市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附則(平成9年3月28日教委規則第9号)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則(平成11年3月11日教委規則第4号)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月27日教委規則第7号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成14年12月27日教委規則第11号)
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成17年2月3日教委規則第31号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。ただし、四日市市立博物館条例施行規則第2条の改正は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則第8条、第12条、第17条、第18条、別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日以後の使用又は利用許可申請に係るものから適用する。

附則(平成26年1月14日教委規則第5号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料から適用し、同日前に行う四日市

市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料については、
なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市立博物館条例施行規則の
規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから
適用し、同日前までに改正前の四日市市立博物館条例施行
規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正
後の四日市市立博物館条例施行規則の相当規定によりなさ
れたものとみなす。

別表第 1(第 8 条関係)

区分	使用料(一回一式)
プロジェクター	1,100 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号・27 年 2 号〕

別表第 2(第 17 条関係)

区分	手数料(一点一日)
熟覧	330 円
模写	1,100 円
拓本	1,100 円
撮影	1,100 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号〕

Ⅲ 施設概要

所在地 〒510-0075
三重県四日市市安島一丁目3番16号
電話 059-355-2700 (代)
FAX 059-355-2704

開館年月日 平成5年11月1日
丹羽文雄記念室オープン 平成18年12月9日
リニューアルオープン 平成27年3月21日

施設規模 敷地面積 1,845.840 m²
建設面積 1,590.397 m²
延床面積 10,147.108 m²
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下2階地上6階
建物の高さ 38.075m
建物イメージ
歴史(石を用いた古典的な様式)
現代(石、土ものの自然素材と金属、
ガラスなどの組み合わせによる
新旧共存)
未来(金属板の仕上げ
=プラネタリウム)
地域・商区
商業地域・防火地域
建ぺい率100%(耐火)、容積率600%

主な室名と面積(リニューアル後)

●展示・教育部門		2,202.065 m ²
常設展示室	2階	658.364 m ²
〃	3階	548.291 m ²
特別展示室	4階	594.798 m ²
ラウンジ	4階	93.674 m ²
図書スペース	1階	86.350 m ²
講座室	1階	142.218 m ²
研修・実習室	1階	78.370 m ²
●収蔵部門		1,256.230 m ²
第1収蔵庫	地下2階	243.290 m ²
〃 前室	地下2階	38.880 m ²
第2収蔵庫(恒温恒湿)	地下1階	282.170 m ²
第3収蔵庫	地下1階	384.496 m ²
〃 前室	地下1階	76.086 m ²
荷解室	1階	231.308 m ²
●研究部門		420.165 m ²
作業室	2階	50.422 m ²
資料整理室	地下1階	84.370 m ²
文献資料室	3階	37.952 m ²
資料評価室	4階	33.300 m ²
燻蒸室	地下1階	43.070 m ²
スタジオ暗室	地下1階	87.510 m ²
ビデオ編集室	地下1階	16.882 m ²
第2会議室	4階	37.952 m ²
第3会議室	3階	28.707 m ²
●プラネタリウム部門		1,714.282 m ²
客席(ドーム)	5・6階	565.017 m ²
コズミックラウンジ	5階	59.081 m ²
コズミックギャラリー	5階	194.763 m ²

ブリーフィングルーム 5階 59.326 m²
空調機械室 5・6階 836.095 m²

●管理・一般部門		4,554.366 m ²
事務室	3階	105.059 m ²
事務室	2階	60.464 m ²
第1会議室	2階	37.001 m ²
ミュージアムショップ	1階	28.723 m ²
警備室	1階	20.812 m ²
中央監視室	地下2階	44.064 m ²
設備機械室	地下2階	486.190 m ²
電気室、発電機室	地下2階	240.152 m ²
倉庫、展示備品庫など		3,531.901 m ²

●プラネタリウム仕様
ドーム径18.5m 傾斜型(斜度20度)
座席144席
ケイロン401
全天周映画 可能

主な施工業者

【開館】

建築 (株)鴻池組 三菱建設(株) 丸藤建設(株)
電気 (株)電工社 四日市電機(株)
設備機械 須賀工業(株) ダイダ(株) 三東工業所
プラネタリウム (株)五藤光学研究所
建築設計 (株)石本建築事務所
展示設計 (有)ササキ企画
展示 商工美術(株)
展示映像 中部松下システム(株)
ハイビジョン 中部松下システム(株)
陶壁 萬古環境造形体

【リニューアル】

プラネタリウム (株)五藤光学研究所
展示設計
展示 丹青社

設備概要

●空調設備

1. 空調熱源機器設備

①スクリーン冷凍機

(冷房能力330,000Kcal/h[97URST])
暖房能力280,000Kcal/h

2基

②スクリーン冷凍機用空気熱交換機
送風機(低騒音型3,400 m²/min)

2基

3台

③蓄熱槽

2. 空調、換気及び排煙機器設備

①空調機

エアーハンドリングユニット
パッケージ型空調機
ファンコイルユニット

9基

30基

19基

②送、排風機

シロッコファン

8基

軸流ファン

12基

ラインファン

28基

消音ボックス付ラインファン

20基

デリバントファン

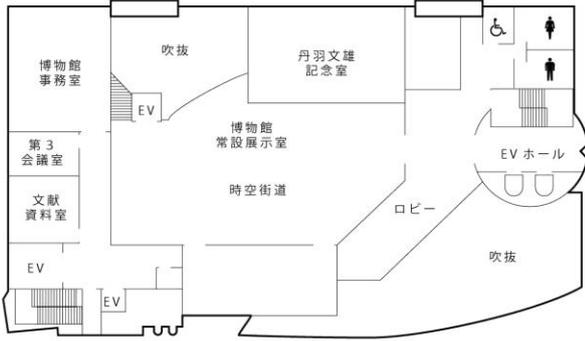
1基

排煙ファン

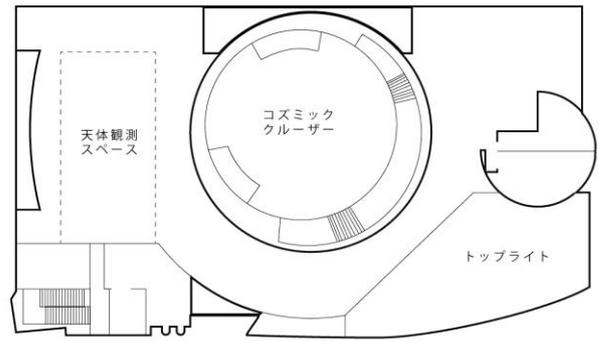
3基

排煙口	25 基	操作卓	2 組
3. その他機器		監視用 PC	2 台
①フィルターユニット		③防火扉	47 箇所
外気新鮮空気処理ユニット	3 基	④防火・防災シャッター	32 箇所
②消音マフラーユニット	9 基	⑤排煙口	28 箇所
③その他付属設備	一式	●電気設備	
4. 空調配管設備		①受電電圧 交流 3 相 3 線式 660V 60Hz	
①空調用ポンプ	14 基	②変圧器	
②冷温水 2 次ポンプ可変速制御盤	1 基	動力用	
③冷水ヘッダー	2 基	3 相 6.6KV/210V 300KVA	1 台
④温水ヘッダー	2 基	3 相 6.6KV/210V 500KVA	1 台
⑤冷温水用防蝕装置	4 基	3 相 6.6KV/210V 150KVA	2 台
⑥その他付属設備	一式	3 相 6.6KV/440V 500KVA	1 台
●給排水衛生設備		電灯用	
1. 給水設備		1 相 6.6KV/210V/105V 300KVA	2 台
①ポンプ 揚水ポンプ	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 100KVA	1 台
②受水槽 有効容量 12.7 m ² (2 分割-複合盤)	1 基	③自家用発電機	
③高架水槽 有効容量 6.3 m ² (2 分割-SUS444) 保温	1 基	6 気筒 4 サイクルディーゼル機関	480Ps 1200rpm 1 台
④電機湯沸器 貯湯量 10 ㍓	3 基	3 相交流同期発電機 400KVA 6600V	1 台
⑤ウォータークーラー 壁埋込式、ステンレス製 冷水能力 30l/㍓	2 基	④電線路電圧 6600V 440V 210V 105V	
⑥その他付属設備	一式	⑤電気室 高低圧配電盤	19 面
2. 排水設備		動力制御盤	15 面
公共下水道接続箇所		電灯分電盤	21 面
①湧水排水ポンプ	6 基	端子盤	12 面
②雑水排水ポンプ	2 基	⑥低圧回路	
③雨水排水ポンプ	2 基	⑦低圧負荷設備	
●燻蒸設備 (真空殺虫殺菌装置)	3.15 m ²	電動機合計容量 1,123.023KW	130 台
●消防設備		電灯コンセント合計容量 476KVA	2,115 個
①屋内消火栓ポンプ	1 基	⑧直流電源装置	
②屋内消火栓設備		100V 非常照明用 発電設備機器操作用	
屋内消火栓箱	12 基	全自動サイリスター式整流器	
屋内消火栓箱 (併設型)	4 基	(入力 交流 3 相 200V 60Hz	
③連結散水設備 閉鎖型 (8 系統)	一式	直流出力電流 50A 3 相全波整流)	1 面
④ハロン消火設備 7 系統 (特別展示室、第 1・2・3 収蔵庫、 前室、電気室、発電機室)	一式	蓄電池 ペースト式高率放電用鉛蓄電池	2V×54 セル
⑤救助袋 3-5 階	6 台	⑨交流無停電電源装置	
⑥自動火災報知設備		100V 中央監視装置用	
差動スポット感知器	6 個	商用同期常時インバーター給電方式	
定温スポット感知器	14 個	(交流入出力 単相 2 線式 100V 60Hz	
煙感知器	384 個	出力容量 5KVA)	
炎感知器	4 個	⑩電気時計 水晶発信式 6 回路	
⑦非常放送設備	一式	親時計 1 台 子時計 41 台	
⑧消火器	38 本	⑪放送設備 防災アンプ 480W	20 回路
⑨誘導灯設備 避難口誘導灯	54 台	⑫電話設備 デジタル電子交換機	一式
通路誘導灯	39 台	多機能電話機	15 台
客席誘導灯	22 台	一般電話機	37 台
⑩その他付属設備		⑬テレビ共聴設備 CATV 引込 (CTY)	
●防犯設備		⑭中央監視設備	
①防犯設備 熱感センサー	46 個	SAVIC-NETFX による監視システム	
②監視カメラ (屋内用)	78 台	●エレベータ	
(屋外用)	5 台	1.2 号 乗用 (展望用) 定員 17 名 1150Kg 90m/分	
(可動式)	1 台	3 号 乗用 定員 11 名 750Kg 105m/分	
モニタ (43 型)	3 台	4 号 人荷用 定員 67 名 4400Kg 30m/分	
ITV ラック (モニタ共)	2 組	5 号 乗用 定員 11 名 750Kg 30m/分	
		●その他設備 昇降リフト (2 トン、荷解室)	1 台
		ゴンドラ (ガラス清掃用)	2 台
		自動扉	4 箇所

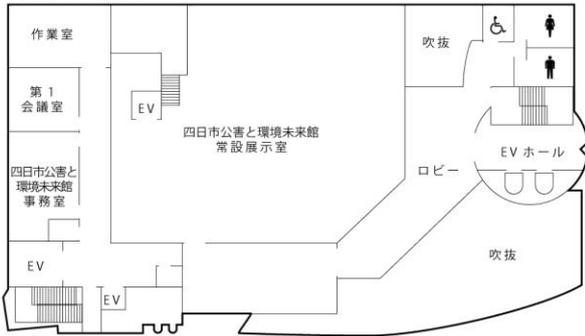
3階平面図



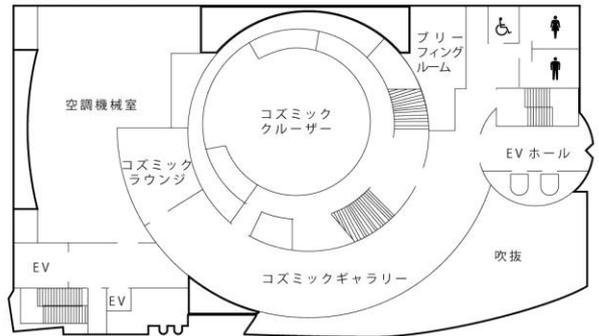
6階平面図



2階平面図



5階平面図



1階平面図



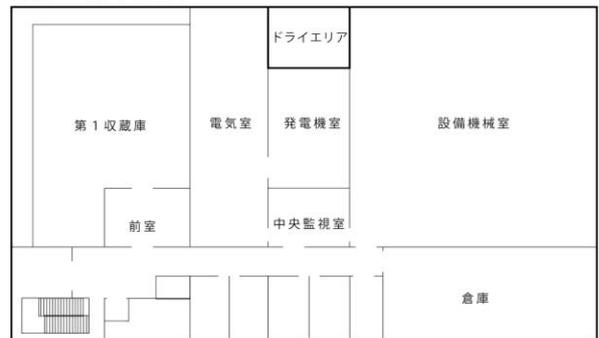
4階平面図



地下1階平面図



地下2階平面図



●設計概要

敷地は、旧四日市工業高等学校跡地の一角で、街区内には、都市公園を介して三重北勢地域地場産業振興センター、アムスクエア（現ララスクエア）などがあり、それらとの調和を図る必要があった。そこで、形態的には都市公園を介してオープンなアトリウムで呼応しあう関係を生み出し、色調的にはアムスクエアのグレイッシュピンクと補色関係にあり、色の映える淡緑青色を基調としている。

外観デザインとしては、博物館とプラネタリウムという複合した機能を持つ建物の性格上、「過去」（歴史）、「現在」、「未来」（宇宙）の調和をテーマとしている。そのことは、基壇部において花崗岩のジェットバーナー仕上げで歴史の積層をイメージし、胴部において割肌タイルにより工業化が進んだ現代だからこそ逆に求められる手造り的なあたたかさ、やさしさを表現し、頂部においてステンレスの球体を一部露出させ、未来的、宇宙的なイメージを喚起して、それらの三層構成による対比と調和を図っている。また、都市公園に面する東側はボリュームの大きさからくる威圧感を低減するために、面を分節化し、水平線を強調したガラスのカーテンウォール、地上の緑が階段状に延長した濃緑色の石貼部、太陽光線をイメージした黄色の垂直線、コンビナートのメタファーとしての金属のパイプや球体により、リズムカルで変化のある構成としている。

内部機能構成としては、地下部分に収蔵部門、1階にエントランス、2～4階に博物館部門（現在は2階に四日市公害と環境未来館）、5、6階にプラネタリウム部門を収め、地上部分に5層吹抜のアトリウムを設けることにより積層化した施設の空間的な一体感を生み出す計画としている。また、都市公園に対してオープンな構成とし、それを借景として利用することで空間的な広がりを持たせている。

（石本建築事務所）

IV 利用案内

●博物館を彩る施設

□エントランスホール（1階）

入口を入ると5階まで吹き抜けているアトリウムとシースルーエレベータが目を引く。ここは誰でも入れる自由空間。待ち合わせに最適な場所である。

□図書スペース（1階）

四日市公害と環境未来館の併設に伴い設置されたスペースで、環境に関連する図書の閲覧・貸出が可能なスペース。

□ミュージアムショップ（1階）

来館の思い出となる記念品や、市・博物館・四日市公害と環境未来館が刊行する図録等の書籍を販売。鉱物や化石、星座グッズなども取りそろえている。

□陶壁（2階ロビー）

四日市市の歴史、美術資料の展示効果と現代建築における陶の材質美との調和を図るため、通路を歩く人の動きとともに画面が変化する一種のだまし絵的効果を意図した。（高さ 2.5m 幅 5.0m）

A面：歌川広重作 東海道五十三次「四日市の図」

B面：歌川国貞作 末広五十三次「蜃気楼の図」

これらを四日市萬古焼の伝統技法により焼成。

制作：萬古環境造形体



四日市市楠歴史民俗資料館

I 事業概要

1 これまでの経緯

この資料館の主要施設である旧庄屋岡田邸は、代々庄屋の要職にあった岡田家の屋敷である。

岡田家に残る文政12年(1829年)の古文書に庄屋の記載がみられ、この頃に庄屋職を桑名藩より拝命したと推察されている。また、建物については、敷地内に祭っていた弁財天の社の垂旗に宝暦10年(1760年)の銘があることから、少なくとも江戸時代中期に現在の主屋と土蔵が建築され、250年ほど経過しているとみられている。また、隣接する立会所は、岡田家所蔵の古文書によると、明治3年(1870年)に役所施設(公共建築)として邸内に建設されたと考えられている。

平成14年3月に旧庄屋岡田邸は、岡田氏から土地と建物を当時の楠町へ寄贈いただいた。さらに、令和3年12月に岡田淑子氏より第2駐車場土地を寄贈いただいた。

北勢地域における、近世の民家として歴史的価値が高い建造物であることから、平成14年6月に主屋部分を、続いて同年12月に立会所・蔵部分をそれぞれ楠町有形文化財(建造物)に指定した。旧楠町においては、この歴史的建造物の維持と管理について、旧楠町文化財調査委員会をはじめ、各方面のご指導ご協力を仰ぎながら協議を重ね、楠町議会のご理解を得て、歴史民俗資料館として活用する方針を決定するに至った。



平成16年度には、国庫補助事業である発電用施設周辺地域振興事業と県補助事業である下水道周辺環境整備事業の事業補助認定を受けて修復工事を実施した。工事概要は、楠町有形文化財である主屋、立会所及び蔵の修復と、年貢米の貯蔵庫としていた米蔵の跡地に展示収蔵庫兼管理棟の新築を行い、併せて、老朽化により修復不可能な養蚕所、女子部屋及び下屋については解体し、平成17年3月末に完成した。

この間、平成17年2月7日には、四日市市と楠町が合併した。それに伴い旧楠町の町有形文化財(建築物)である主屋、立会所及び蔵は、四日市市有形文化財(建造物)に指定され、平成17年4月29日に「四日市市楠歴史民俗資料館」として開館した。平成21年度から指定管理者制度を導入し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団(現公益財団法人四日市市文化まちづくり財団)が指定管理者となって管理運営を行っていたが、平成24年度からは博物館が直接管理運営を行っている。

この資料館は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図ることを目的としており、収蔵品は令和5年3月末現在5,192点を数え、旧庄屋岡田邸・蔵内に約500点、展示棟内の常設展示室に約100点を展示している。



2 事業

(1) 夏の夜間特別開館 2022

楠歴史民俗資料館が毎年行っている夜間開館。通常 17 時で閉館するところを、四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会の協力のもと、20 時まで特別に開館し、また、地元団体と連携して、ワークショップ等のイベントを開催し、地元のホタル観賞会とも連携し開催した。

■ 日 時：5 月 28 日（土）

■ 来館者： 316 人

(2) 秋の夜間特別開館 2022

楠歴史民俗資料館が毎年行っている夜間開館。通常 17 時で閉館するところを、四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会の協力のもと 19 時 30 分まで特別に開館し、体験講座や行灯祭りなどを開催した。

■ 日 時：9 月 24 日（土）

■ 来館者：125 人

(3) しめ縄づくり

しめ縄づくりを保存運営委員会との共催で開催した。

■ 日 時：12 月 4 日（日）9:00～12:00

■ 参加者：15 人

(4) 企画展：つるし雛とちりめん遊び展

地元団体「きさらぎ会」の協力により手作りの雛人形など、ひなまつりにちなんだ手芸作品を展示した。保存運営委員会との共催で開催した。

■ 期 間：令和 5 年 2 月 2 日（木）～3 月 5 日（日）

■ 来館者：820 人

(5) おひなまつりコンサート

おひなまつりにちなみ保存運営委員会と共催でコンサートを開催した。

■ 日 時：令和 5 年 2 月 26 日（日）

■ 参加者：34 人

(6) 収蔵品展

過去に収集した資料の整理を、保存運営委員会の協力のもと実施し、整理が終了した資料の一部の展示を資料館内の展示棟にて開催した。

第 4 回 3 月 17 日（木）～9 月 19 日（月・祝）

第 5 回 9 月 22 日（木）～令和 5 年 6 月上旬（予定）

3 施設の利用

(1) 立会所

資料館の施設利用については、四日市市楠歴史民俗資料館条例第 8 条により、立会所のざしき（西）・ざしき（東）・小ざしき及び水屋を、資料館の設置目的に反せず、資料館の公開に支障のない範囲において、公開使用を許可している（有料）。令和 4 年度実績はなし。

(2) 企画展示コーナー

資料館の賑わい創出のため、展示棟内の展示スペースを企画展示コーナーとして希望者に提供している（無料）。令和 4 年度実績は以下のとおりである。

・書友会展 書友会（四日市市）

4 月 1 日（金）～12 日（火）

・第 18 回写生大会作品展 楠歴史民俗資料館保存運営委員会（四日市市）

4 月 14 日（木）～5 月 15 日（日）

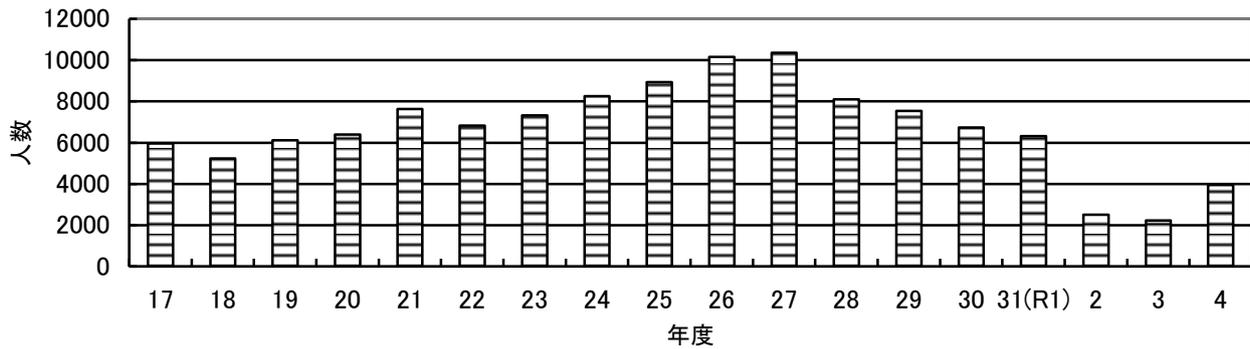
- ・ トールペイント 二人展
5月17日(火)～31日(火) 個人(四日市市)
- ・ 銅板工芸・陶芸作品展
7月1日(金)～15日(金) 市民大学26期会銅板工芸・陶芸クラブ(四日市市)
- ・ 銅板工芸作品展
7月16日(土)～31日(日) 熟年大学銅板工芸同好会(四日市市)
- ・ 筆遊び作品展
8月6日(土)～23日(火) 四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会(四日市市)
- ・ 樋口義晃遺作展その1
9月1日(木)～15日(木) 個人(四日市市)
- ・ 樋口義晃遺作展その2
9月16日(金)～30日(金) 個人(四日市市)
- ・ 女性たちの写真展
10月1日(土)～30日(日) 個人(四日市市)
- ・ 書友会展
11月4日(金)～13日(日) 書友会(四日市市)
- ・ 第6回柚子の会絵画展(3人展)
12月2日(金)～15日(木) 柚子の会(四日市市)
- ・ 四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会の活動報告
12月16日(金) 令和5年1月15日(日) 四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会(四日市市)
- ・ 古布で遊ぶ展
令和5年2月1日(水)～28日(火) 個人(四日市市)
- ・ 四日市を水墨で描く5人展
令和5年3月1日(水)～15日(水) 三重水墨画会(四日市市)
- ・ 書友会展
令和5年3月17日(金)～28日(火) 書友会(四日市市)

4 利用状況

(1) 観覧者数(4月1日～令和5年3月31日)

月	開館日数	人数
4月	26	228
5月	26	508
6月	26	87
7月	27	150
8月	26	201
9月	26	450
10月	26	438
11月	26	391
12月	24	252
1月	23	128
2月	24	712
3月	27	411
合計	307	3,956

(2) 観覧者数推移



年度(平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
観覧者数	5,955	5,230	6,110	6,397	7,634	6,829	7,321	8,258	8,927	10,157
累計	5,955	11,185	17,295	23,692	31,326	38,155	45,476	53,734	62,661	72,818
年度(平成)	27	28	29	30	31(元)	2	3	4		
観覧者数	10,365	8,102	7,536	6,731	6,325	2,509	2,231	3,956		
累計	83,183	91,285	98,821	105,552	111,877	114,386	116,617	120,573		

5 関係法規

四日市市楠歴史民俗資料館条例

平成17年3月28日条例第13号
改正

平成20年6月27日条例第23号
平成22年3月25日条例第7号
平成25年12月27日条例第67号
平成31年3月35日条例第3号
令和3年12月23日条例第39号
令和5年3月30日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づき、四日市市楠歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 [平成20年条例第23号])

(設置)

第2条 本市は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図るため、四日市市楠町本郷1068番地に四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(定義)

第3条 この条例において「公開使用」とは、資料館の一部について、入場者の排除を行わずに、第2条に掲げる目的に沿った文化活動を行うために使用することをいう。(追加 [平成20年条例第23号])

(事業)

第4条 資料館は、第2条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 楠地域の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
- (2) 資料館資料についての説明、助言に関すること。
- (3) 他の資料館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (4) 第2条に掲げる目的に沿った文化活動のための施設の提供に関すること。
- (5) その他必要な事業
(一部改正 [平成20年条例第23号])

(管理)

第5条 資料館の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
(追加 [平成20年条例第23号])

(指定管理者の業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第8条に規定する公開使用の許可、第11条に規定する特別利用の許可、第12条に規定する資料館資料貸出しの許可、第13条に規定する許可の取消し、第14条に規定する入館の制限、第16条に規定する特別の設備の設置許可その他資料館の使用許可に関する業務

(2) 第9条に規定する利用料金の徴収、第10条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務

(3) 資料館資料、施設、附属設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して市長が必要と認めた業務

（追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例7号・令和3年39号〕）

（観覧料）

第7条 資料館の観覧料は、無料とする。

（一部改正〔平成20年条例23号〕）

（公開使用の許可）

第8条 資料館の一部を公開使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可を行わないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。

(3) その他施設等の管理上支障があるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に際して、必要な条件を付けることができる。

（追加〔平成20年条例23号〕）

（利用料金）

第9条 資料館の公開使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例7号・令和3年39号〕）

（利用料金の還付）

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

（追加〔平成20年条例23号〕）

（特別利用の許可）

第11条 資料館資料について、学術研究のための熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第8条第2項及び3項の規定は、前項の許可について準用する。

（一部改正〔平成20年条例23号〕）

（資料館資料の貸出し）

第12条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を（原状回復の義務）

来たさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。

(1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(2) 国及び地方公共団体

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれに類するものとして市長が認めた施設

(4) その他市長が適当と認めたもの

2 第8条第2項及び3項の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項の許可を受けたもの（以下「借入者」という。）は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。

4 第1項の貸出期間は、30日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、1年以内とすることができる。

（追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例7号・令和3年39号〕）

（許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、使用者、利用者又は借入者（以下「使用者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、若しくは使用、利用若しくは貸出し（以下「使用等」という。）を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第8条第2項各号（第11条及び前条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定により、使用者等に損害が生じて、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

（追加〔平成20年条例23号〕）

（入館等の制限）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた者

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められた者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者

(4) その他資料館の管理運営上支障があると認められた者

（一部改正〔平成20年条例23号〕）

（権利の譲渡等の禁止）

第15条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（一部改正〔平成20年条例23号〕）

（特別の設備等）

第16条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（一部改正〔平成20年条例23号〕）

第17条 使用者等は、使用等を終了したとき又は第13条

の規定により使用等を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。

(一部改正〔平成20年条例23号〕)

(損害賠償)

第18条 使用者等が使用等の際に施設等を損傷又は滅失したとき又は入場者が観覧の際に施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(一部改正〔平成20年条例23号〕)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成20年条例23号・22年7号・令和3年39号〕)

附 則

この条例は、平成17年4月29日から施行する。

附 則 (平成20年6月27日条例第23号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の四日市市楠歴史民俗資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年12月27日条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月25日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正に伴う経過措置)

39 第34条の規定による改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年12月23日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

(追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成25年条例67号・31年3号〕)

区分		利用料金の上限額(円)	
		午前	午後
		午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで
立 会 所	ざしき(西)	660	660
	ざしき(東)	660	660
	小ざしき及び水屋	660	660
	全室利用	1,980	1,980

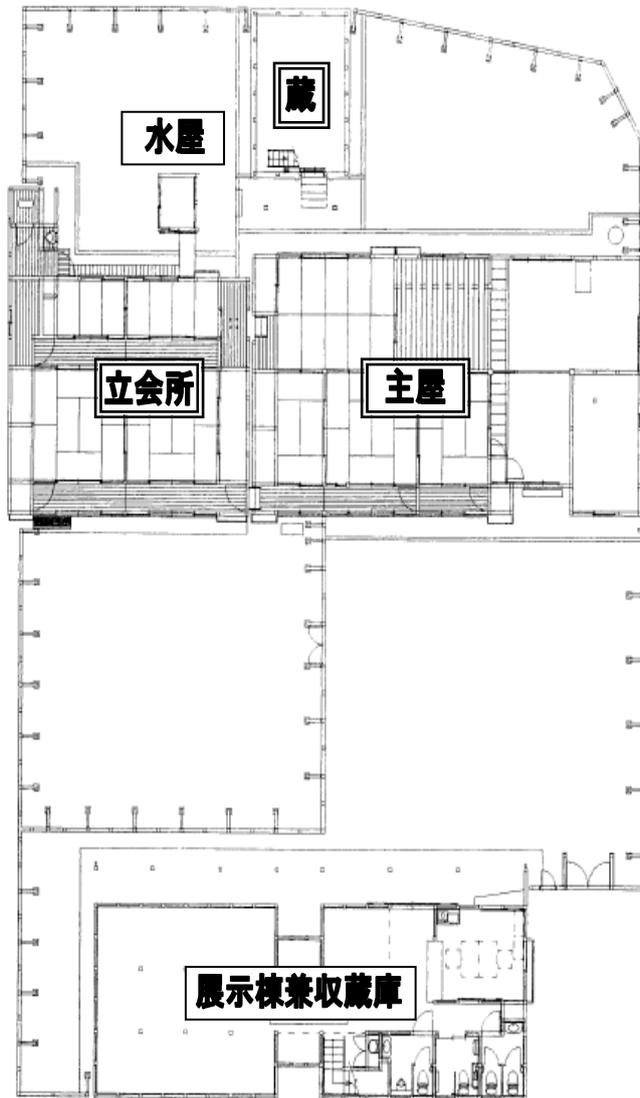
II 施設概要

所在地 〒510-0106
三重県四日市市楠町本郷 1068 番地
電話 059-398-3636
FAX 059-398-3637

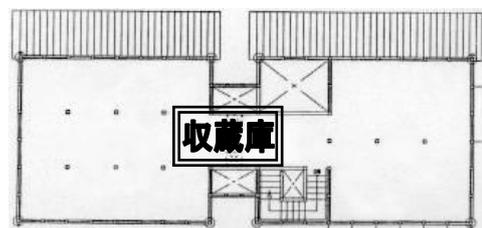
施設規模 敷地面積 1,358.15 m²
建築面積 338.09 m²
延床面積 448.24 m²
建物構造
主屋・立会所（四日市市指定有形文化財）
木造瓦葺平屋 209.75 m²
蔵（四日市市指定有形文化財）
木造棧瓦葺平屋 39.08 m²
水屋
木造瓦葺平屋 2.76 m²
展示棟兼収蔵庫
木造瓦葺2階建 196.65 m²

付属設備等 放送設備 冷暖房装置 会議用机・椅子
A Vコーナー 駐車場 11台

1階平面図



2階平面図



博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

財団法人日本博物館協会 2012年7月1日制定

令和4年度四日市市立博物館年報 第30号

令和5年7月19日発行
編集・発行 四日市市立博物館
〒510-0075 四日市市安島一丁目3番16号
TEL 059-355-2700 (代) / FAX 059-355-2704
<https://www.city.yokkaichi.mie.jp/museum/>